令和8年度那覇(基)消防用設備定期点検 仕様書

第1章 総則

1 目的

本仕様書は、第十一管区海上保安本部那覇航空基地(以下「当基地」という。)における航空機、火工品、庁舎等の安全を維持し、もって海上保安業務を遅滞なく遂行するため、消防法第17条の3の3の規定に基づく消防用設備等の保守点検業務(以下「本業務」という。)の履行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 場所

第十一管区海上保安本部 那覇航空基地(那覇市字大嶺387番地)

3 履行期限

令和9年3月29日

第2章 一般共通事項

1 協議

本業務の履行にあたり、仕様書に明示のない場合、または疑義を生じた場合は監督職員と協議すること。

2 現場の安全衛生及び作業管理

受注者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 現場の安全衛生に関する管理は、関係法令に従ってこれを行うこと。

(2) 現場においては常に整理整頓に努め、汚染または損傷の恐れのあるものには適切な養生を行うとともに、点検終了後は消防用設備等及び周辺の片付け清掃を確実に行うこと。

3 工程管理

(1) 点検に先立ち、監督職員と工程の打合せを行い、防火管理者の承認を受けるとともに、業務の支障とならないように点検すること。なお、打合せ時には、本業務に定める全数点検の確実な実施及び写真記録作業を担保し得る、合理的な人員配置計画を提示すること。

(2) 航空機運用の安全確保及び当基地の運用効率を考慮し、第一格納庫及び第二格納庫の消防用設備点検を同一日に実施することは認めない。受注者は本条件を遵守した工程計画を立案すること。

（3） 当基地は24時間体制で警備救難業務に従事する航空基地であり、航空機の運用及び整備計画が本業務に優先する。事前の打合せ及び承認を経た工程であっても、突発的な事案対応等に伴う格納庫内の作業中断、一時的な待機、又は作業区域の変更を指示する場合がある。

（4） 受注者は、前各号に定める当基地の運用特性（日程の分散、作業場所の頻繁な移動や一時的な作業中断等）に伴い発生しうる一時的な待機（概ね数時間程度）をあらかじめ想定し、これらに柔軟に対応可能な人員配置及び施工計画を策定すること。なお、突発的な事案対応、緊急の整備作業その他の重要業務、又は台風等の悪天候により、半日以上の継続的な作業中断が見込まれるなど、これらに伴い大幅な工程遅延が生じる場合は、監督職員と協議のうえ、別日への工程変更を行うものとする。なお、本業務は当基地の運用特性に合わせた流動的な工程管理を基本条件とするものである。

（5） 点検を行うにあたり、火気を使用する場合は作業計画書を提出し、必要な指示を受けること。

4 使用資機材及び材料

（1） 格納庫等の高所作業に必要な高所作業車、足場、各種試験器具その他の点検業務の遂行に必要な一切の資機材（消耗品を含む。）は、受注者の責任と負担において準備すること。

（2） 機器製造業者が発行する消防用設備取扱説明書に定められた規格品及び取替え品については、監督職員の承認を受けたものを使用すること。

（3） 粉末消火設備（ヤマトプロテック（株）製、加圧用窒素ガスユニット3NE型、貯蔵容器YDA-N1500型）の点検において、窒素ガス容器の質量を計測する場合は、メーカー指定の器具を使用して行うこと。

第3章 消防用設備点検

1 概要

本点検は、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に基づき実施するものである。また、本仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築保全業務共通仕様書」最新版によるものとする。

2 関係法令

消防法、消防法施行規則、及び消防庁告示第9号（平成16年5月31日）に基づき点検を実施すること。

3 点検仕様

（1） 別紙の消防用設備点検要領により点検を実施すること。
（2） 受注者は、点検業務中に不良個所を発見した場合は、速やかに監督職員に報告し、故障探求を実施した後、監督職員と今後の処置を協議すること。また、要修繕箇所等については、後日、修繕等しやすいよう点検結果報告書及び写真表において明記すること。
（3） 格納庫内における高所作業等については、航空機等への接触事故等を防止するため、監督職員の指示に基づき、安全かつ円滑に作業の調整を行うこと。

4 補償

受注者は本業務を責任もって実施し、故意または過失により当該施設に損傷を与えた場合は、遅滞なく受注者の負担において現状に復旧すること。

5 点検

（1） 機器点検（2回）

消防用設備等の機器について、外観または簡易な操作により判別できる事項を消防庁告示等の種類に応じ別に告示で定める基準に従い確認すること。なお、機器点検時は必要に応じ、設備器具に適した注油等の作業は付随として行う。

（2） 総合点検（1年に1回）

消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備等を使用すること等により、当該消防用設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類等に応じ別に告示で定める基準に従い確認すること。

6 提出書類

受注者は次の書類を作成し、監督職員へ提出する。

・工程表（契約締結後速やかに） 1部
・打合せ簿（必要に応じ） 1部
・点検結果報告書 2部
・写真表（以下の基準をすべて満たすもの） 1部
・その他監督職員からの指示によるもの

【写真表に関する特記事項】

① 自動火災報知設備等の点検においては、仕様書に記載された全数（すべての感知器等）の作動試験状況を撮影・記録すること。

② 写真は「試験器具が当該感知器等に物理的に接触・作動させていることが客観的に確認できる近接写真」と「受信機盤等における当該区域の火災表示灯が正常に点灯している状況を捉えた写真」を1セットとして整理すること。

第4章 その他

1 疑義が生じた場合は監督職員と協議のうえで実施すること。

2 点検箇所は那覇空港の制限区域となることから、監督職員の指示に従い作業を行うこと。なお、車両入域及び作業人員の保安交付手続き（車検証・免許証写しの提出等を含む）は、作業開始前に遅滞なく完了させておくこと。

3 代金の支払い

代金の支払いは、本業務完了後の1回払いとし、検査職員による点検等検査合格後、受注者の請求に基づき行うものとする。

4 詳細については、第十一管区海上保安本部入札・見積者心得書による。

消防用設備点検要領

仕様書別紙

設備の種類	点検項目	型式・規格等	全体設置数量	1回目点検数（機器）	2回目点検数（機器・総合）	設置場所（内訳）
1 消火器具	粉末消火器	10型	31本	31本	31本	第1庁舎(4)、第2庁舎(訓練塔)(2)、第3庁舎(3)、火工品庫(1)、危険物屋内貯蔵庫(1)、第1格納庫(9)、第1受変電設備室(1)、発電機室(1)、充電室(1)、消火設備室(3)、第2格納庫(4)、第2受変電設備室(1)
1 消火器具	粉末消火器	6型	15本	15本	15本	第2庁舎(4)、第3庁舎(4)、車庫(2)、第2格納庫(3)、中型牽引車(1)、牽引車(小型)(1)
1 消火器具	粉末消火器	5型	1本	1本	1本	電源装置
1 消火器具	粉末消火器	4型	2本	2本	2本	機体洗浄車1(1)、機体洗浄車2(1)
1 消火器具	粉末消火器	3型	1本	1本	1本	牽引車(小型)
1 消火器具	二酸化炭素消火器	50型	2本	2本	2本	第2格納庫
1 消火器具	二酸化炭素消火器	7型	3本	3本	3本	電源車(1)、大型牽引車(1)、フォーク(1)
1 消火器具	二酸化炭素消火器	5型	1本	1本	1本	第2格納庫 機材整備室
2 屋内消火栓設備	加圧送水装置	ポンプ・モーター	1組	1組	1組	第1格納庫
2 屋内消火栓設備	操作盤	–	1面	1面	1面	第1格納庫
2 屋内消火栓設備	屋内消火栓	–	2基	2基	2基	第1格納庫
2 屋内消火栓設備	起動用押釦	–	2個	2個	2個	第1格納庫
2 屋内消火栓設備	表示灯	–	2個	2個	2個	第1格納庫
2 屋内消火栓設備	呼水装置	–	1組	1組	1組	第1格納庫
2 屋内消火栓設備	**放水試験【総合のみ】**	–	1式	0式	1式	第1格納庫
3 泡消火設備	泡原液タンク	300l	1基	1基	1基	第1格納庫
3 泡消火設備	加圧送水装置	ポンプ・モーター	1組	1組	1組	第1格納庫
3 泡消火設備	操作盤	–	1面	1面	1面	第1格納庫(ポンプ)
3 泡消火設備	混合装置	–	1組	1組	1組	第1格納庫(ポンプ)
3 泡消火設備	泡消火栓	–	4基	4基	4基	第1格納庫(2)、第2格納庫(2)
3 泡消火設備	起動用スイッチ	–	4個	4個	4個	第1格納庫(2)、第2格納庫(2)
3 泡消火設備	呼水装置	–	1組	1組	1組	第1格納庫
3 泡消火設備	**発泡・放水試験【総合のみ】**	–	1式	0式	1式	第2格納庫　※放水試験非実施（作動点検のみ）
4 粉末モニター消火設備	貯蔵タンク	容量1200Kg	5基	0基	0基	第1格納庫
4 粉末モニター消火設備	貯蔵タンク (D-1)	容量1500Kg	4基	0基	4基	第2格納庫 (※1500型 第3種粉末薬剤500kg SS400 4台)
4 粉末モニター消火設備	加圧用ガス容器 (N2)	68L N2 (D-2)	52本	0本	12本	第1格納庫(40)、第2格納庫(12) (※第2格納庫: 68L N2×3本 4組)
4 粉末モニター消火設備	起動用ガス容器	CO2 1.0L/0.6kg (D-9組込)	9本	0本	4本	第1格納庫(5)、第2格納庫(4) (※第2格納庫: 電動起動装置組込 4組)
4 粉末モニター消火設備	消火薬剤チェック	第3種粉末薬剤	9基	0基	4基	第1格納庫(5)、第2格納庫(4)
4 粉末モニター消火設備	容器開放弁	電磁ソレノイド式 (D-9組込)	44個	0個	4個	第1格納庫(40)、第2格納庫(4)
4 粉末モニター消火設備	電子サイレン	102ホーン (D-8)	9個	0個	4個	第1格納庫(5)、第2格納庫(4) (※第2格納庫: 102ホーン 4個)
4 粉末モニター消火設備	赤色回転灯	赤色 (D-7)	9個	0個	4個	第1格納庫(5)、第2格納庫(4) (※第2格納庫: 赤色 4個)
4 粉末モニター消火設備	中央操作盤	グラフィックパネル式 (D-6)	2面	0面	1面	第1格納庫(1)、第2格納庫(1) (※第2格納庫: 中央制御盤 1面)
4 粉末モニター消火設備	地区操作盤	壁掛屋外型 (D-5)	9面	0面	4面	第1格納庫(5)、第2格納庫(4) (※第2格納庫: 壁掛屋外型 4面)
4 粉末モニター消火設備	中継盤	SEHC (D-4)	9面	0面	4面	第1格納庫(5)、第2格納庫(4) (※第2格納庫: 中継盤 4面)
4 粉末モニター消火設備	手動操作盤	D-5地区操作盤内蔵	4個	0個	4個	第2格納庫 (※地区操作盤内蔵 4箇所)
4 粉末モニター消火設備	圧力調整器	圧力スイッチ (D-9組込)	9個	0個	4個	第1格納庫(5)、第2格納庫(4)
4 粉末モニター消火設備	起動シリンダー	選択弁	9個	0個	4個	第1格納庫(5)、第2格納庫(4)
4 粉末モニター消火設備	モニターノズル	吊下型 電気制御型 (D-3)	9個	0個	4個	第1格納庫(5)、第2格納庫(4) (※第2格納庫: 4台)
4 粉末モニター消火設備	作動点検	–	2式	0式	1式	第1格納庫(1)、第2格納庫(1)
4 粉末モニター消火設備	**作動試験(放出試験)【総合のみ】**	窒素ガス実放出試験	9基	0基	4基	第1格納庫(5)、第2格納庫(4) (※第2格納庫: 4基)
4 粉末モニター消火設備	**試験用ガス(窒素)【総合のみ】**	放出試験用窒素ボンベ	9本	0本	4本	第1格納庫(5)、第2格納庫(4) (※第2格納庫: 4本手配)
4 粉末モニター消火設備	**配線試験【総合のみ】**	–	2式	0式	1式	第1格納庫(1)、第2格納庫(1)
5 自動火災報知設備	受信機	P型1級 25回線	1台	1台	1台	事務室
5 自動火災報知設備	副受信機	–	1台	1台	1台	第2格納庫
5 自動火災報知設備	差動式スポット型感知器	2種	30個	30個	30個	第1格納庫(16)、第2格納庫(14)
5 自動火災報知設備	定温式スポット型感知器	–	6個	6個	6個	火工品庫等(2)、第1格納庫(1)、第2格納庫(3)
5 自動火災報知設備	定温式スポット型感知器	防爆型	1個	1個	1個	第1格納庫 EG庫
5 自動火災報知設備	光電式スポット型感知器	2種	62個	62個	62個	第1格納庫(34)、第2格納庫(28)
5 自動火災報知設備	発信機	P型1級	9個	9個	9個	第1格納庫(6)、第2格納庫(3)
5 自動火災報知設備	電鈴	–	7個	7個	7個	第1格納庫(4)、第2格納庫(3)
5 自動火災報知設備	表示灯	–	9個	9個	9個	第1格納庫(6)、第2格納庫(3)
5 自動火災報知設備	常用電源	–	1式	1式	1式	事務室
5 自動火災報知設備	蓄電池設備	ニッカド	1式	1式	1式	事務室
6 防火・防排煙設備	連動操作盤	1回線	1台	1台	1台	第2格納庫
6 防火・防排煙設備	煙感知器	3種	2個	2個	2個	第2格納庫
6 防火・防排煙設備	防煙シャッター	–	1台	1台	1台	第2格納庫
6 防火・防排煙設備	**連動操作盤(動作確認)【総合のみ】**	–	1台	0台	1台	第2格納庫
6 防火・防排煙設備	**煙感知器(動作確認)【総合のみ】**	3種	2個	0個	2個	第2格納庫
6 防火・防排煙設備	**防煙シャッター(動作確認)【総合のみ】**	–	1台	0台	1台	第2格納庫
7 非常警報設備	非常警報設備(事務室)	複合装置	2台	2台	2台	事務室
7 非常警報設備	非常警報設備(第2庁舎)	音響・表示	2個	2個	2個	第2庁舎
7 非常警報設備	非常警報設備(第3庁舎)	複合装置	2個	2個	2個	第3庁舎
8 非常用電源設備	蓄電池設備	HS-50-6	4台	4台	4台	第1格納庫
8 非常用電源設備	蓄電池設備	HS-30-6	20台	20台	20台	第2格納庫
9 誘導灯及び誘導標識	誘導標識	表示	14枚	14枚	14枚	第2庁舎(8)、第3庁舎(6)